

パートタイム

令和 7 年 度 採 用

加古川市
会計年度任用職員
（特別支援教育補助指導員）
追加募集要項



令和 7 年 2 月
受 験 案 内

試 験 日	申込後に相談の上、決定する。
申込受付期限	令和 7 年 2 月 6 日（木）～
申込受付場所	教育相談センター （加古川市役所 北館 1 館）

加古川市教育委員会 教育支援課 教育相談センター

〒 6 7 5 - 0 0 3 1 加古川市加古川町北在家 2 7 1 8 番地

TEL（0 7 9）4 2 7 — 9 7 5 0（直通）

1. 応募資格等

職 種	募集人数	応 募 資 格	任 期
会計年度任用職員（特別支援教育補助指導員）	10名程度	特別な配慮を必要とする児童生徒への理解と業務への熱意がある方で、自動車等により市内の学校に通勤のできる人	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで ※任用期間は更新する場合があります

注1) 地方公務員法第16条（欠格要件）のいずれかに該当する人は応募できません。

注2) この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

注3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

2. 受験申込

受付期限	令和7年 2月6日（木）から 午前9時 ～ 午後5時 ※持参の場合…午前9時 ～ 午後5時（土・日曜日、祝日は除く）
必要書類	加古川市会計年度任用職員（特別支援教育補助指導員）選考試験申込書 ※申込書は教育支援課窓口、市ホームページにあります。 ※持参・郵送の場合は、写真（縦4cm×横3cm）を添付してください。 ※オンライン申請の場合は、面接時に自署をいただきます。
受付先	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2718番地 加古川市教育委員会 教育支援課 教育相談センター（加古川市役所北館1階） ※上記の申込先に直接本人が持参、もしくは郵送してください。

3. 試験概要

〔試験 日〕 相談の上、決定します。※時間等の詳細も受付時にお知らせします。

〔試験 内容〕 面接試験（約10分）

（1） 専門性、対応力、判断力等に関する適性について

（2） 使命感、コミュニケーション能力等に関する適性について

〔試験 会場〕 加古川市役所北館 ※試験会場等の詳細は受験票送付時にお知らせします。

※車で来られる場合は立体駐車場カーパークつつじ（有料）を利用いただけますが、開場時刻は午前8時15分です。

〔受付 時間〕 指定試験時間の20分前までに、教育相談センター窓口にお越しください。

〔結果 発表〕 受験者全員に結果通知を送付します。

4. 試験結果の開示について

この試験の結果については、所定の書面により開示を求めることができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを明らかにできる書類（受験票、運転免許証等）を持参のうえ、**受験者本人が直接請求**してください。電話、郵送等による請求はできません。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1カ月間	加古川市教育支援課 教育相談センター

5. 勤務条件

業 務 内 容	加古川市内の小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級における介助等
勤 務 場 所	加古川市内の小・中・義務教育学校
任 期	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※任用期間は更新する場合があります。
勤 務 時 間	【小学校、義務教育学校（前期課程）】 午前8時から午後4時までのうち、所属長が指定する7時間（うち休憩時間60分） 【中学校、義務教育学校（後期課程）】 午前8時から午後4時までのうち、所属長が指定する7時間30分（うち休憩時間60分） ※年間10日ほど、午前8時から午後1時までのうち、所属長が指定する4時間（休憩時間なし）〔1日4時間勤務〕の勤務があります。 ※行事等に応じて、土・日・祝日に勤務となる場合があります。 ※長期休業期間は、研修等がある場合は勤務日となります。
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 ※勤務日を振り替えることがあります。
報 酬 等	時給1,225円（見込み） ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。 「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところにより、地域手当（時給に含む）・通勤手当相当の報酬、期末手当（年2回、年間最大2.45月分支給（条件あり））、勤勉手当（年2回、年間最大2.05月分支給（条件あり））等を支給します。 ※上記報酬及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
休 暇 等	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与 ※上記以外に、夏季休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 （サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止） ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社 会 保 険	勤務条件により健康保険・厚生年金・雇用保険が適用となります。
公 務 災 害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか（勤務する所属で異なります。）が適用されます。
そ の 他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6. 申込受付場所及び試験会場位置図

